

預金管理状況報告の 本社一括報告について

厚生労働省

いわゆる社内預金の受入れを行う事業場の使用者は、毎年、3月31日以前1年間における預金の管理の状況を、4月30日までに、所轄労働基準監督署長に報告することとされていますが、この報告について、一定の要件を満たす場合は、本社等特定の事業場（以下「本社」という。）が同一企業に属する各事業場（以下「支社等」という。）の預金の管理の状況を、本社の所轄労働基準監督署長に一括して報告することができるようになりました。

一括報告をすることができる要件とは

次の要件をすべて具備する場合に限られます。

- ・貯蓄金に関する労使協定の内容が支社等において同一であること
- ・預金元帳が本社において集中管理されていること
- ・保全措置が支社等の預金につき本社において一括に講じられていること

留意事項

1

- 2 預金管理状況報告の本社一括報告を行った場合であっても、支社等の所轄労働基準監督署長から当該支社等に対して、提出された報告に係る照会を行う場合があります。

社内預金制度についてご不明の点がありましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。